

「一般社団法人日本うつ病リワーク協会」リワーク認定マーク使用規程

一般社団法人日本うつ病リワーク協会

令和3年10月29日策定

（目的）

第1条 この規程は、「一般社団法人日本うつ病リワーク協会」リワーク認定マーク（以下「認定マーク」という。）を使用する場合について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において認定マークの仕様は、別表に掲げる図柄をいう。

（認定マークに関する権限）

第3条 認定マークに関する一切の権限は、一般社団法人日本うつ病リワーク協会に属する。

（使用目的）

第4条 認定マークは次に掲げる目的に限り使用することができる。

- （1） 一般社団法人日本うつ病リワーク協会の施設認定を受けている会員施設、または、スタッフ認定を受けている会員スタッフが、その認定を外部に対して示す場合。
- （2） その他、一般社団法人日本うつ病リワーク協会理事長（以下「理事長」という。）が認める場合

2 認定マークは次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を認めないものとする。

- （1） 一般社団法人日本うつ病リワーク協会の信用又は品位を害するものと認められる場合
- （2） 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- （3） 第三者の利益を害すると認められる場合
- （4） 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合
- （5） 認定マークの使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- （6） 認定マークのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- （7） 認定マークの著しい変形その他認定マークの使用が適切でないと認められる場合
- （8） その他、その使用が著しく不適切と理事長が認める場合

（使用の停止等）

第5条 理事長は、第4条に照らし必要があると認める場合には、認定マークを使用している者に対して、認定マークの使用の停止と使用物件等の回収等を指示することができる。

(使用料)

第6条 認定マークの使用料は無料とする。

(経費等の負担)

第7条 一般社団法人日本うつ病リワーク協会は、認定マークを使用した者に対し、その使用に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第8条 一般社団法人日本うつ病リワーク協会は、認定マークの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

(事務)

第9条 この規程に関する事務は、一般社団法人日本うつ病リワーク協会事務局が行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、認定マークの使用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年10月29日から施行する。

(別表)

